

夏休みのイベントのお知らせ!

毎年好評の夏休みこども実験教室を今年も開催します。
皆さんのお申し込みをお待ちしています!



こども実験教室

-もっと知ってもっと食べよう!果物ひみつ探検隊-

今年のテーマは生協の果物です。実験や交流で果物について学びましょう。夏休みの自由研究にもお役立てください!

実験

ゼリーを作って、果物の特徴を知ろう!

果物のひみつを実験で探しましょう。
金城学院大学の学生さんが果物の栄養についても教えてくれます!

交流

バナナについて詳しくなろう

バナナに詳しいDoleの方と交流し、バナナのひみつに迫ります!
また、質問コーナーでは、バナナの気になることを直接聞いてみましょう。

見学

商品検査センターを見学しよう

東海コープでは、お届けする商品の検査をしています。どんな施設で、どんな道具や機械を使っているのか見てみましょう。当日は、特別に実験教室仕様に模様替え!検査の様子だけではなく果物についても学べる見学になっています。

※内容は小学生(低学年~中学年)向きです。
必ず保護者の方とご参加ください。託児はありません。

開催日時

2025年 8月1日(金) 14:00~16:00(定員20組)
8月2日(土) 10:00~12:00(定員30組)

※申し込み多数の場合は抽選になります。
結果は7月22日(火)にメールでお知らせします。

開催場所

東海コープ事業連合 商品検査センター
名古屋市中東区猪高町上社字井堀25-1

申込方法

二次元コードまたは
「東海コープ商品検査センターwebサイト」より
ご応募ください。

申込締め切り 2025年7月20日(日)

参加費
無料



商品検査センターは少し遠くて参加しづらい...とお困りの方へ

8月2日(土)のみコープぎふでサテライト会場(各務原支所:各務原市鵜沼各務原町1-4-1)を開設します!
当日は検査センターとリモート中継をつないで実験や交流を一緒に楽しみましょう。
(一部、検査センターで行う内容と異なる部分があります。)

募集方法や定員など、各会場で異なります。
サテライト会場での参加をご希望の方は
こちらから➡



インスタライブも配信します!

開催日時:8月6日(水)13:30~

こども実験教室と同じテーマでインスタライブを開催します。ぜひご覧ください。

フォローして
待っててね!



↑東海コープeフレンズ
【公式】Instagram

お問い合わせ先

東海コープ商品検査センター
メール:kensa.center@tcoop.or.jp
電話:052-734-3575(月~金 10時~17時)

生活協同組合連合会 東海コープ事業連合 こども実験教室は、東海コープ事業連合と金城学院大学食環境栄養学科との共同開催事業です。 金城学院大学

おすすめの 本

成瀬は天下を取りにいく

宮島未奈:著
/新潮社

「面白い!」の一言。プレないで筋が通ったカッコいい成瀬。こんな風に生きられたらイイなあと思う。滋賀県に遊びに行きたくなる!
(中津川市 ティアラさん)



むしろ、考える家事

山崎ナオコラ:著
/KADOKAWA

退職して結構時間があるのに効率よく時短しようとする自分がいて、せっちなな自分を感じます。「家事って何」と改めて考えさせてくれる1冊です。
(岐阜市 ひとみちゃんさん)



冬に、バラをもう咲かすのを止めようとして地面の所で全部切りました。ところが春になると芽吹いて新芽がいっぱい出て花が立派に咲いています。バラとの縁(肥やし・水やり・殺虫剤・剪定)がまたできてしまった…。
(可児市 バラさん)

子育て 情報発信



こやま あきこ
LPA 小山 明子さん

今月のテーマ

相続

相続は人生のなかで何度も経験することではありませんが、ライフステージを考えるうえで必要なことです。
今回は相続の注意点をいくつか書いてみます。

☒ 相続とは、相続人が被相続人(亡くなった人)の資産(プラスの財産)だけではなく負債(マイナスの財産)も受け継ぐ事です。

しかし、相続放棄する事で、資産も負債も相続しない選択ができます(他に相続した資産を限度に負債を引き継ぐ限定承認もあります)。相続放棄の手続きは相続を知った日(通常は亡くなった事を知った日)から3ヶ月以内に、相続放棄申述書と必要書類を添えて、被相続人の最後の住所管轄地の家庭裁判所に提出しなければなりません。注意点は「相続財産の処分行為」です。被相続人の生前の入院費・介護費用などを被相続人の銀行口座などから支払う事、銀行口座の解約などは相続財産の処分行為とみなされ、相続放棄ができなくなる可能性があります。

また、相続放棄をしても死亡保険金の受取人に指定されていた時は保険金を受取ることが出来ます(相続税が発生する事もあります)。

☒ 遺言書がある場合はその内容に従って財産を分ける事になります。

しかし、法定相続人※には遺留分があります。遺言書により相続

分が無い場合でも法定相続分の2分の1を請求できます(例えば法定相続分が4分の1の時、遺留分は8分の1となります)。

また、遺言書があっても関係者全員の同意があれば協議による分割も可能です。遺言書が無い場合は遺産分割協議(話し合い)をして分割する事になります。

☒ 相続により財産を取得しても、基礎控除※や配偶者の税額軽減等もあり相続税が発生しない場合もあります。

相続により不動産を取得したら3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。相続登記の義務化は令和6年4月1日から施行したため、以前相続した不動産であってもまだ相続登記がされていないものについては令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。正当な理由がないのに相続登記しない場合10万円以下の過料が科される場合があるので注意してください。
相続は人それぞれ違うので必要に応じて専門家への相談も必要かもしれません。

※法定相続人とは… 配偶者は必ず相続人になる。第一順位・子、第二順位・両親、第三順位・兄弟姉妹(遺留分なし)

※基礎控除… 3,000万円+600万円×法定相続人の数

講演会のお知らせ

いざとなって慌てないための相続の税知識~相続人は誰?税金はいくら?~

相続税は大金持ちだけの税金ではありません。いざとなって慌てないために、相続税の基本的な仕組みを知ったうえでの相続税対策が重要です。

●日時: 2025年9月15日(月) 10:00-12:00
(9:30より受付開始)

●会場: OKBふれあい会館3F 301会議室
(岐阜県岐阜市藪田南5丁目14-53)

●定員: 80名 (定員になり次第、締め切らせていただきます)

託児あり 先着3名(有料:200円/人) ※事前申し込みが必要です。

●申込方法: 右の二次元コードへアクセスいただくか、コープぎふホームページからお申し込みください。
6月23日(月)午前10時より受付開始

★お寄せいただいた個人情報は、講演会の連絡のほかコープぎふのご案内に利用する場合がございます。ご承知おきください。

【申込締切:9月12日(金)】

お申込みは
こちらから



そなえ じゅんこ
●講師: 備 順子 氏

プロフィール
CFP®, 1級FP技能士、税理士。備順子税理士事務所代表。
関西大学文学部中国文学科卒業、公認会計士事務所に19年間勤務、平成21年6月税理士事務所独立開業。税理士業務のかたわら、専門学校等で経理実務、FP講座の講師、金融機関等の企業研修、一般消費者向け税金セミナーの講師、FPテキスト・問題集、雑誌等の原稿執筆を務める。



| お問い合わせ | コープぎふ LPAの会事務局 TEL 058-370-6713 9時~17時 月~金曜日(土日休み)

家の片付けをしていて、息子の小さい頃の写真が出てきました。この頃は可愛かったなあと思いながら孫に見せてあげようと思ってアルバムにいれました。
(60代/各務原市 凜さん)